



議案第五十号

三朝町消防賞じゆつ金条例の一部改正について

次のとおり三朝町消防賞じゆつ金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十八年六月十六日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾八年六月拾七日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第

号

三朝町消防賞じゆつ金条例の一部を改正する条例

三朝町消防賞じゆつ金条例（昭和四十五年三朝町条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三朝町消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例

第一条中「賞じゆつ金」の下に「又は殉職者特別賞じゆつ金」を加える。

第二条の見出しを「（賞じゆつ金授与の要件）」に改める。

第三条の見出しを「（賞じゆつ金の種類及び金額）」に改める。

第三条の次に次の一条を加える。

（殉職者特別賞じゆつ金）

第三条の二 町長は、消防団員が、災害に際し、命を受け、特に生命の危険が予想される現場へ出勤し、生命の危険を顧みることなくその職務を遂行し、そのため死亡し、その功労が特に抜群と認められる場合においては、一、五〇〇万円の殉職者特別賞じゆつ金を

授与することができる。

2 殉職者特別賞じゆつ金を授与する場合は第二条の規定による賞じゆつ金は授与しない。

第四条中「殉職者賞じゆつ金」の下に「又は殉職者特別賞じゆつ金」を加える。

第五条中「賞じゆつ金」の下に「又は殉職者特別賞じゆつ金」を加え、同条中「三朝町賞じゆつ金審査委員会」を「三朝町賞じゆつ金等審査委員会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十八年四月一日から適用する。